

## コーポレートガバナンス・内部統制

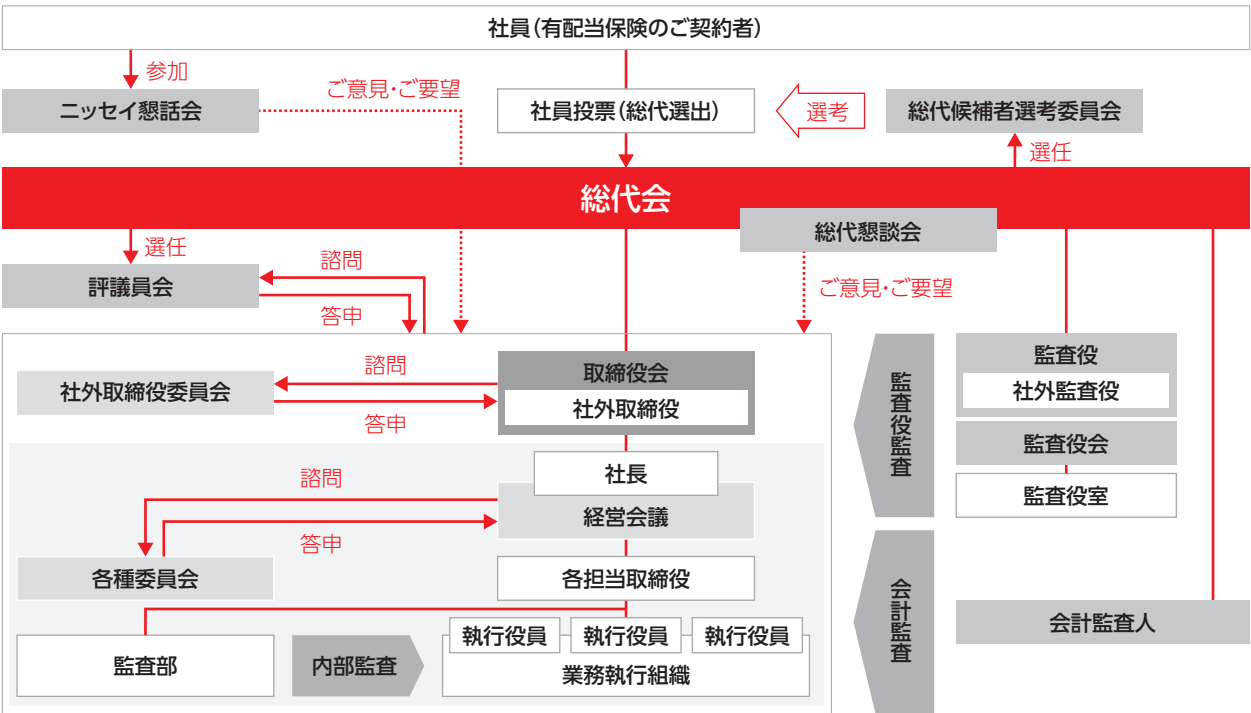
### 相互会社運営・コーポレートガバナンス体制の構築

「相互会社」は、ご契約者同士が助け合う相互扶助の考え方に基づく会社形態です。相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となります。

当社は、相互会社制度を通じ、“「社員」の皆様の声

に基づく経営”を行うとともに、生命保険会社として、お客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築し、その継続的な発展に努めています。

#### 相互会社運営・コーポレートガバナンス体制図

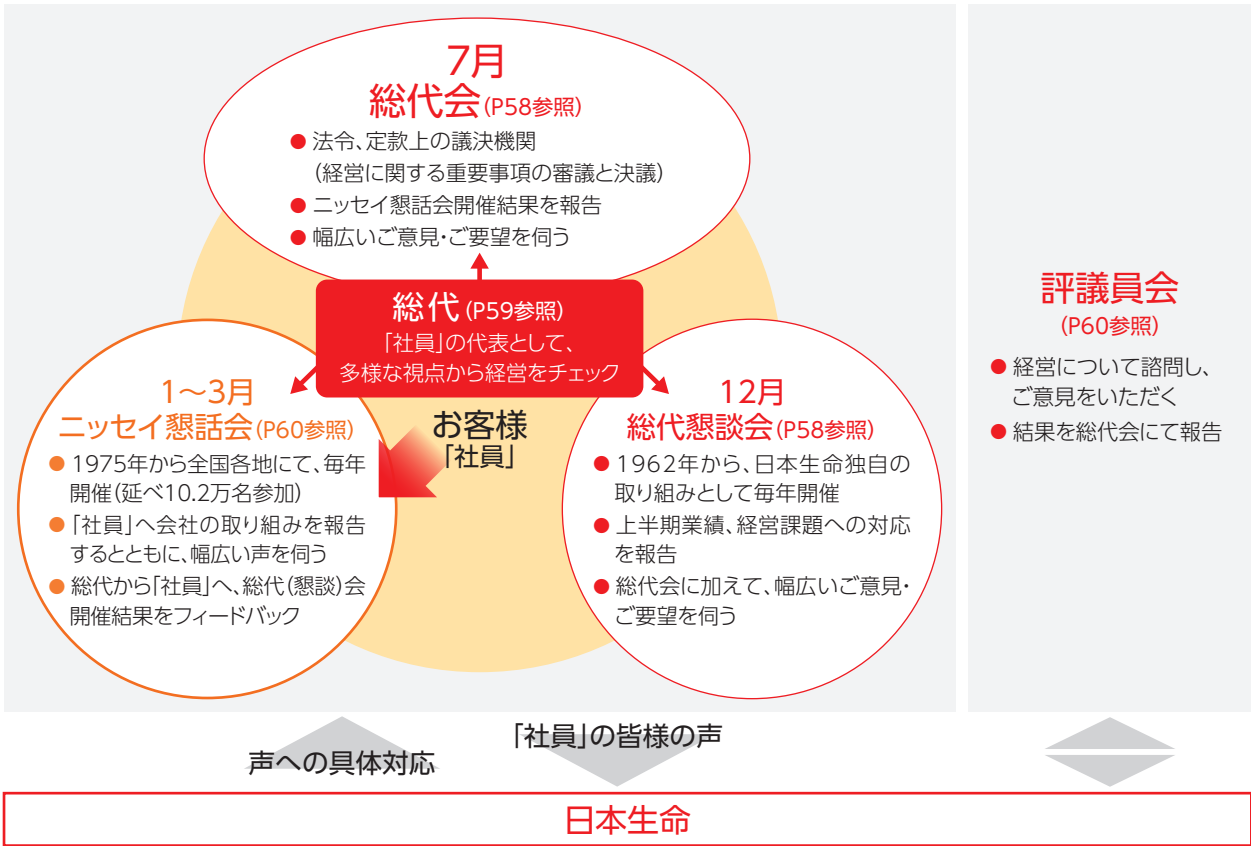


### 相互会社運営

当社は、相互会社として「社員（有配当保険のご契約者）」の皆様の利益の優先・最大化に資するため、総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の運営その他の

取り組みを通じ、“「社員」の皆様の声に基づく経営”を行っています。

#### 相互会社制度を通じた「社員」の皆様の声に基づく経営



#### 相互会社とは

生命保険会社は、保険業法により、「株式会社」または「相互会社」のいずれかの会社形態をとることが定められています。

相互会社は保険業に固有の会社形態であり、相互扶助の考え方に基づき、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となる社団法人です。

当社は、相互会社の会社形態をとっています。

当社が相互会社という会社形態をとる具体的な理由は、次の二点です。

- ご契約者の利益を優先し最大化するという経営方針に、相互会社の剰余金分配の仕組み（株式会社における株主配当を考慮する必要がなく、剰余金の大半を有配当保険のご契約者への配当とする）が一致するからです。
- 生命保険会社は、ご契約者に対して確実に保険金・給付金等をお支払いするために、長期にわたり財務の健全性を維持し、また、安定的な剰余をあげる責任があり、長期的に安定的な経営を行うには、相互会社形態が適していると考えからです。

なお、株式会社とよく比較されるポイントである「資本調達自由度」については、基金の公募証券化による調達等を継続的に行ってきた結果、2019年度末の基金の総額（基金および基金償却積立金）は1兆4,000億円となっています。

また、「会社経営の透明性」については、コーポレートガバナンスの充実や決算説明会およびホームページを通じて情報発信等に努めています。

#### 保険会社における相互会社と株式会社の主な相違点

| 相互会社                                                                              |                                                                                                | 株式会社                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険業法                                                                              | 根拠法                                                                                            | 会社法                                                                                                                                                                 |
| 営利も公益も目的としない中間的な社団法人                                                              | 性質                                                                                             | 営利を目的とする社団法人                                                                                                                                                        |
| 社員<br>※ 保険加入と同時に有配当保険のご契約者が社員となる                                                  | 構成員                                                                                            | 株主<br>※ 株式を取得することにより株主となる                                                                                                                                           |
| 社員総会（総代会）                                                                         | 意思決定機関                                                                                         | 株主総会                                                                                                                                                                |
| <div>剰余金</div> <div>社員総会（総代会）での剰余金処分決議により実施</div> <div>社員配当</div> <div>⇒社員へ</div> | <div>配当のイメージ</div> <div>※ ここで示しているものは、配当の仕組みについて説明するためのイメージであり、金額の多寡や有利不利を説明したものではありません。</div> | <div>剰余金</div> <div>取締役会での決議により損益計算書の「契約者配当準備金繰入額」に計上</div> <div>契約者配当</div> <div>⇒有配当保険のご契約者へ</div> <div>株主総会での剰余金配当決議等により実施</div> <div>株主配当</div> <div>⇒株主へ</div> |

## コーポレートガバナンス・内部統制

### 総代会

総代会は、社員総会に代わるべき機関として設置され、社員の中から選出された総代により構成されます。これは、株式会社における株主総会に相当する位置

付けにあり、経営に関する重要事項(定款の変更、剰余金の処分、取締役・監査役の選任等)の審議と決議を行います。



第73回定時総代会



第73回定時総代会(2020年7月2日)の開催概要はP99～105をご参照ください。

※総代会当日の議事進行の映像や議事録等は、ホームページにてご覧いただけます。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/>

#### 総代会傍聴制度

社員は、総代会を傍聴することができます。申し込み方法は、毎年5～6月に当社の各店頭に掲示するポスター、ホームページにてお知らせしています。

### 総代懇談会

総代懇談会は、総代による経営チェック態勢をより充実させるため、総代へ上半期業績や経営課題への対応を報告し、幅広いご意見・ご要望をお伺いする

場として、1962年から当社独自の取り組みとして毎年開催しています。

※2019年度総代懇談会(2019年12月3日)当日のご意見はP106をご参照ください。

### 総代とその選出

#### 総代（総代の一覧については P96 ～ 97 参照）

定款の定めにより、総代の任期は4年(重任限度は通算8年)、定数は現在200名とされています。

総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢などの面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

当社の総代の定数は、こうした観点から、適正な水準にあるものと考えています。

#### 総代の選出

総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、約970万名の社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、総代候補者選考委員会が総代候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう、社員投票を実施する方式を採用しています。

毎年、「ニッセイ懇話会」(P60参照)において、社員の皆様から経営に対するさまざまなご意見・ご要望をお伺いしており、これに出席いただいた社員の皆様からも総代が選出されています。総代になることを希望する社員が、総代候補者に直接選考されうる方法は採用していませんが、ニッセイ懇話会に参加いただいた方からの選出を積極的に行うことで、選出方法の多様化を図ってまいります。

#### ◎総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会は、社員(有配当保険のご契約者)の中から総代会で選任された選考委員で構成され、総代候補者の選考基準を定め、社員の幅広い層から候補者を選考します。総代候補者選考委員会は、会社からの独立性を確保し、候補者選考過程における公正の確保、透明性の向上に努めています。

#### ◎社員投票

総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。

#### 総代候補者選考基準

1. 資格要件
  - (1) 当社の社員(有配当保険のご契約者)であること
  - (2) 他社の総代に就任していないこと
2. 適格基準
  - (1) 生命保険事業および当社経営に深い関心を持ち、総代として相応しい見識を有していること
  - (2) 総代会等への出席など、総代としての十分な活動が期待できること
  - (3) 社員全体の利益の増進を図るため、総代会などの場で公正な判断等を行い、また、必要に応じ、当社経営への提言やチェックを行うことが可能なこと
3. 選考の視点
 

総代の社員代表機能と経営チェック機能を重視する観点に立ち、幅広い層からの選出を行う。

  - (1) 社員代表機能の面では、地域・年齢・性別などのバランスに配慮した人選を行う。
  - (2) 経営チェック機能の面では、職業あるいは専門性などにも配慮しつつ、経営的視点・消費者的視点・専門的視点など、多様な視点から当社経営への提言やチェックをいただけるよう人選を行う。

#### 総代候補者選考委員選考基準

1. 生命保険事業および相互会社運営について深い関心と理解を持ち、選考委員として相応しい見識を有していること
2. 公正・公平な観点から総代候補者を選考し、社員投票の管理を行うことができること

#### 社員投票の時期

2年に一度、8～9月にかけて実施しています。2020年度は社員投票の実施年度にあたります(投票書類を全社員に送付します)。

## コーポレートガバナンス・内部統制

### ニッセイ懇話会

ニッセイ懇話会は、全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービスなどに関するご意見・ご要望をお伺いする場として、1975年から毎年開催しています。

主なご意見・ご要望と当社の対応(P106参照)は、総代会や評議員会に報告しています。また、総代や当社役員も多数出席し、ニッセイ懇話会と総代会および総代懇談会との相互の連動性を高める取り組みも続けています。

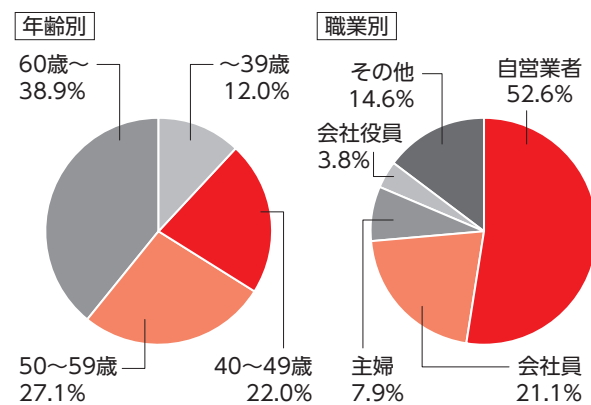
※ ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社などへのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等で案内し、幅広くご出席者を募集しています。

#### 2019年度ニッセイ懇話会の開催状況

2019年度のニッセイ懇話会は、2020年1～3月にかけて、全国の支社など、104会場で開催しました。総代155名を含む、ご契約者など2,397名から、5,053件のご意見・ご要望をいただきました。

2019年度上半期業績、お客様の声に基づく改善

#### 【ご出席者の構成】

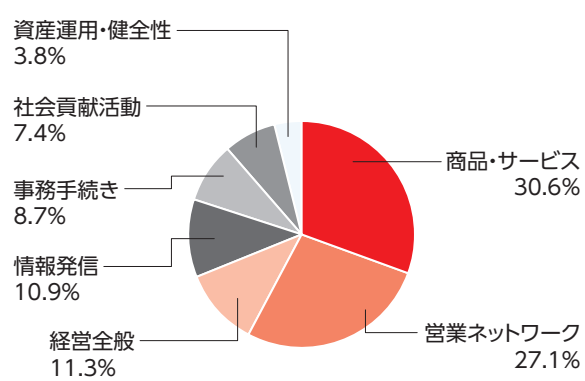


ニッセイ懇話会(福島支社)

取り組みなどについて、ビデオ等を使い、分かりやすい説明に努めました。いただいたご意見・ご要望は社内各部で検討し、経営に反映するよう努めています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、3月12会場のニッセイ懇話会を书面開催としました。

#### 【ご意見・ご要望の内訳】



※ 上記のほか、ニッセイ懇話会に参加してのご感想などが594件ありました。

2019年度ニッセイ懇話会における主なご意見・ご要望と当社の対応はP106～107をご参照ください。

※ ニッセイ懇話会の開催結果は、ホームページにてご覧いただけます。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/konwakai/>

### 評議員会

評議員会は、経営の適正を期するための経営諮問機関です。評議員は、社員または学識経験者の中から総代会で選任され、諮問を受けた事項または経営上の

重要事項について意見を述べるほか、社員からいただいた会社経営に関するご意見を審議します。これらの結果は、総代会の場で報告しています。

### コーポレートガバナンス体制の構築

当社の定める経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、その継続的な発展に努めています。

※ 「コーポレートガバナンス基本方針」は、ホームページにてご覧いただけます。

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/pdf/kihonhoushin.pdf>

### 機関構成の考え方

監査役会設置会社を選択し、特定の業務分野を担当する取締役が全事業領域を分担し、かつ原則として特定の業務分野を担当する取締役は執行役員を兼務することで、取締役会が執行現場の実情を直視した監督・意思決定機関として機能することを確保するとともに、取締役会から独立し、かつ独任制の機関である監査役によって実効的な監査機能を確保しています。

当社は、左記のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および体制を定めることを目的として、「コーポレートガバナンス基本方針」\*を定め、当社の機関構成の考え方を規定しています。

また、経営に対する客観的な視点からの牽制および助言を確保するため、社外監査役に加えて複数名の社外取締役を選任しています。更に、その幅広い知見の経営への活用および経営の更なる透明性の確保の観点から、社外取締役委員会を設置し、取締役会における監督機能および執行機能の高度化を図っています。

### ■ 取締役・取締役会

#### 取締役・取締役会の任務

取締役会は、法令および定款その他の当社の定める規程に基づき、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督等を行っています。

各取締役は、各々の経験および見識を活かし、取締

役会の一員として取締役会の任務の遂行に参画しています。これに加えて、各業務執行取締役は取締役会の委任に基づき、各々の担当する業務分野における業務執行の決定および業務執行を行っています。

#### 取締役会の構成

取締役会は、25名以内の取締役に構成し、当社の幅広い事業領域ならびに客観的な視点からの牽制および助言の必要性に鑑み、取締役会全体としての経験および見識の多様性を確保することとしています。また、取締役のうち2名以上を、「社外役員の独立性

判断基準」\*1に基づく独立役員である社外取締役とすることとしています。

2020年7月2日現在、独立役員である社外取締役5名を含む21名の取締役\*2を選任しています。

\*1 「社外役員の独立性判断基準」は、ホームページにてご覧いただけます。

\*2 2020年7月2日現在の取締役の一覧を、P90～91に掲載しています。

[https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/pdf/dokuritsusei\\_handan.pdf](https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/pdf/dokuritsusei_handan.pdf)

#### 取締役の選任

以下の取締役候補者の選定基準に基づき、社外取締役委員会における審議を経て取締役会が取締役

候補者を決定し、総代会の決議により取締役を選任しています。

- 保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たしていること。
- 社外取締役候補者については、企業経営者、学識経験者または法曹その他の専門家等として幅広い経験および見識を有していること。
- 社外取締役候補者以外の取締役候補者については、当社の経営に資する豊富な経験および実績を有していること。

## コーポレートガバナンス・内部統制

### ■ 社外取締役委員会

#### 社外取締役委員会の任務

社外取締役委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役、執行役員および監査役の選任等に関する事項、取締役および執行役員の報酬等に関する事項ならびにその他の経営に関する重要事項について総合的見地から審議し、その結果を取締役に答申しています。

#### 社外取締役委員会の構成

社外取締役委員会は、すべての社外取締役およびその他取締役会の決議によって選定された取締役から構成し、その過半数および委員長を業務執行取締役

### ■ 監査役・監査役会

#### 監査役・監査役会の任務

各監査役は、各々の経験および見識を活かし、独任制の機関として、取締役会および経営会議等の重要な会議への出席ならびに能動的・積極的な権限の行使等を通じ、取締役の職務の執行の監査を行っています。

#### 監査役の構成

監査役の員数を6名以内とし、監査役全体として、当社の業務に関する知識・情報収集力ならびに監査に求められる客観性および専門性を確保することとしています。また、監査役のうち半数以上を社外監査役

\* 2020年7月2日現在の監査役の一覧を、P92に掲載しています。

#### 監査役の選任

以下の監査役候補者の選定基準に基づき、社外取締役委員会における審議および監査役会の同意を経て

- 保険業法第8条の2に定める監査役の適格性を満たしていること。
- 社外監査役候補者については、企業経営者、学識経験者または法曹その他の専門家等として幅広い経験および見識を有していること。
- 社外監査役候補者以外の監査役候補者については、当社の業務に関する豊富な経験および実績を有していること。

これによって、役員の選任や報酬の決定のプロセスにおける透明性を高めるとともに、経営計画、重要な投資案件、コーポレートガバナンスなどの経営に関する重要事項を審議する際に、社外取締役の幅広い知見を積極的に活用しています。

以外の取締役とすることとしています。

2020年7月2日現在、社外取締役5名および会長・社長を社外取締役委員会の委員としています。

監査役会は、監査役監査に関する基準、方針および計画の策定等を通じ、組織的かつ効率的な監査の実施に資することとしています。

とし、その2名以上を「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員とすることとしています。

2020年7月2日現在、独立役員である社外監査役4名を含む6名の監査役\*を選任しています。

取締役会が監査役候補者を決定し、総代会の決議により監査役を選任しています。

### 監査役監査の状況

#### 監査役の監査・組織・手続き

社外監査役と常勤監査役は以下のとおり役割を分担し、監査役監査を実施しています。

| 監査役            | 監査の分担内容                                                                                        |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役<br>(非常勤) | 企業の社会的役割、経営法務、法律・コンプライアンス、会計・財務報告等の視点を含め、監査・調査を実施するとともに、必要な情報を入手したうえで、客観的・独立的な立場から意見の表明、提言を行う。 |
| 常勤監査役          | 各自が独立して全社的な立場で監査・調査を実施し、意見の表明、提言を行う。なお、各々の駐在地および重要な会議・委員会への出席分担により、組織的・効率的監査に努める。              |

当社は監査役の監査業務を補助するための組織として、「監査役室」を設置しています。「監査役室」は監査役補助者13名(2019年度末時点／うち12名が専任)で構成され、リーテイル部門、海外事業部門、資産運用部門、システム部門、法務・コンプライアンス部門、事務サービス部門等の実務経験を有する者を配置しており、各々の専門性を生かして監査役監査を補助しています。

#### 監査役および監査役会の活動状況

当事業年度において当社は監査役会を合計12回\*開催しています。\* 個々の社外監査役の出席状況を、P93に掲載しています。  
監査役会においては、年度始に策定した監査方針・監査計画に基づく監査の実施状況を相互に確認し、監査結果の共有と意見交換を行いました。また、経営上の重要なテーマを選定し、取締役などから直接報告・説明を受け、意見交換を行いました。  
監査役会は、当事業年度は主として下記の項目を監査上注視すべき重点監査項目として取り組みました。

- 経営環境・事業領域の変化に対応する態勢
- グループベースでの事業戦略の遂行態勢
- 社会的価値の創出と持続可能な経営モデルの構築・強化

監査役の活動として、重要な会議への出席、取締役・執行役員との意見交換、執行部門へのヒアリング、重要な文書の閲覧、支社等フロント組織への往査、内部監査部門との連携、会計監査人との連携、内部統制機能を所管する部署との連携、国内グループ会社の調査・グループ会社監査役との連携、海外グループ会社の往査等を行いました。  
また、当事業年度に減損損失を計上したMLCに関しては、上記の監査活動に加え、担当取締役や執行役員、その他職員等に対して説明を求め、関連会議へ参加すること等により重点的な監査を行いました。  
なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社の対応に関しては、監査役会においても確認を行ってまいります。

### ■ 「コーポレートガバナンス・コード」への対応

2015年6月から上場会社に適用された「コーポレートガバナンス・コード」は、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものと位置付けられ、また、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが目的であるとされています。当社は、当コードの位置付けや目的が、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に合致

しているため、コーポレートガバナンス体制の構築およびその継続的な発展に努めるうえで、相互会社の特性等を考慮しつつ当コードの趣旨を尊重することが有効であると考えています。したがって、当コードの全ての原則(相互会社に該当しないと考えられるものを除く)を実施し、その実施状況等を「コーポレートガバナンスに関する報告書」\*において開示しています。

\* 「コーポレートガバナンスに関する報告書」は、ホームページにてご覧いただけます。

 <https://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/pdf/houkokusho.pdf>

## コーポレートガバナンス・内部統制

### 内部統制システムの整備

当社は、業務の適正を確保し、企業価値の向上を図るため、取締役会で「内部統制システムの基本方針」を

制定しています。この方針に基づき、以下の体制をはじめとした内部統制システムの整備を行っています。

- |                           |                |                   |
|---------------------------|----------------|-------------------|
| ● 経営管理体制                  | ● 財務報告にかかる内部統制 | ● 反社会的勢力による被害防止体制 |
| ● (内部) 監査体制               | ● 情報管理体制       | ● 利益相反管理体制        |
| ● 執行役員制度による迅速な意思決定・業務執行体制 | ● リスク管理体制      | ● グループ会社管理体制      |
| ● コンプライアンス体制              |                |                   |

### 内部監査体制

#### ■ 体制・方針

執行部門から独立した内部監査組織として「監査部」を設置し、当社およびグループ会社の業務を対象として内部監査を行っています（監査部の人員は2020年4月時点で115名）。

取締役会にて決議した「内部監査基本方針」において、基本的な考え方・体制のほか、内部監査を通じて実効性ある内部管理態勢の構築に資すること等を定めています。

#### ■ 内部監査の高度化に向けた取り組み

中期経営計画「全・進-ぜんしんnext stage-」の達成に資する監査を実践することを目的とした中期監査方針（2017-2020）を取締役会で決議しています。当方針

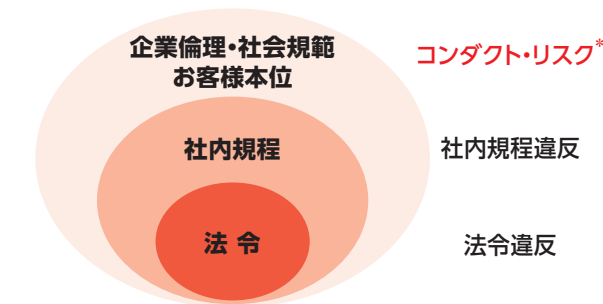
当方針に基づき、内部統制、リスク管理態勢および経営管理態勢等の適切性・有効性を検証するため監査を行っています。監査結果については、経営会議、取締役会、監査役会や関連する委員会に報告しています。

また、監査部・監査役・会計監査人が、監査の計画・実施状況・結果等について定期的に意見交換を行っているほか、監査部・会計監査人が監査役会へ出席するなど、密接な連携を図っています。

においては、よりリスクに着目した監査、グループ会社への監査態勢の強化等に取り組むことを定めています。

### コンプライアンス（法令等遵守）の推進

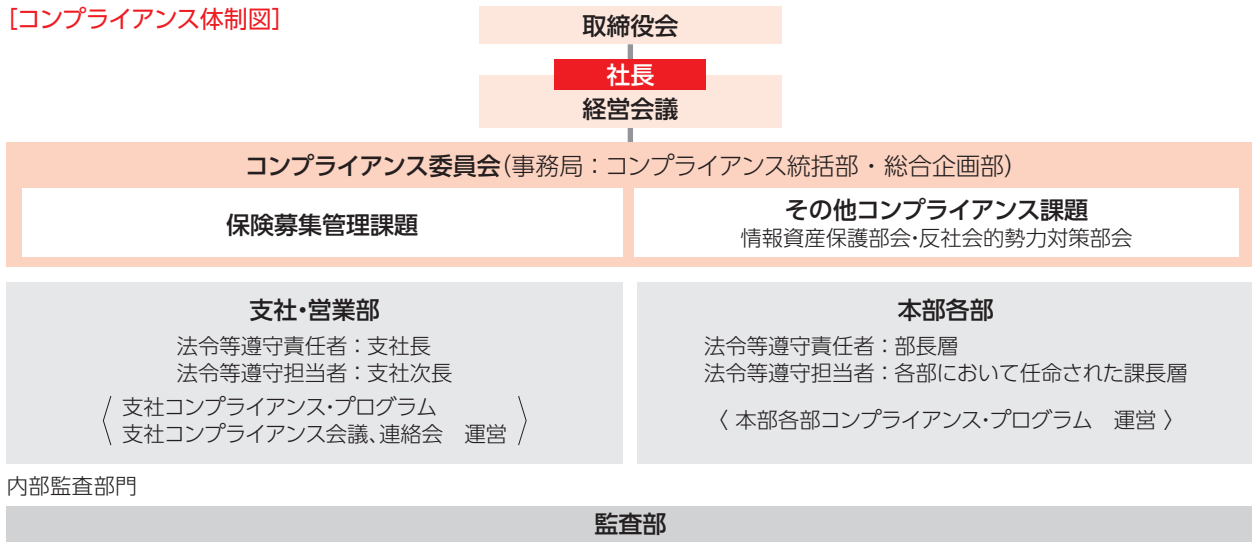
当社は、コンプライアンス（法令等遵守）とは、狭義の法令にとどまらず、あらゆる社会規範を遵守すること、そして、お客様・社会の信頼に応え、誠実に仕事をしていくことと考えています。全役員・職員がコンプライアンスの担い手であり、コンプライアンスが業務遂行の前提であるという基本理念のもと、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。



\* コンダクト・リスクとは、法令として規律が整備されていないものの、社会規範に悖る行為、商習慣や市場慣行に反する行為、利用者の視点の欠如した行為につながり、結果として企業価値が大きく毀損されるリスクのことです。

#### ■ コンプライアンス体制

〔コンプライアンス体制図〕



当社は、経営会議の諮問機関であるコンプライアンス委員会において、コンプライアンス課題に関する対応策の審議、取り組み状況のモニタリングなどを通じ、保険募集管理を含むコンプライアンス体制の全般的統制・管理を行っています。

加えて、諮問機関として情報資産保護部会や反社会的勢力対策部会を設置し、お客様情報を中心とする情報資産保護制度の確立・推進や、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に向けた対策の協議・社内啓発の推進等、各課題ごとの具体的な対応策を検討、実施しています。

全社的なコンプライアンスを統括する部署として、「コンプライアンス統括部」を設置しています。「コンプライアンス統括部」では、不祥事件やその疑わしい

行為が、支社や本部各部から一元的に報告される体制をとるなど、コンプライアンスに関する情報の全社的な把握に努めるとともに、「コンプライアンス担当部長（コンプライアンス・オフィサー）」を配置し、支社や本部各部の取り組みへのフォローなどを行っています。

また、「グループ会社コンプライアンス方針」を制定し、各グループ会社に対し自律的なコンプライアンス体制の整備を求め、当該体制の整備状況についてモニタリングすることなどを通じて、グループ会社における不正を防止しコンプライアンスを確保するための管理・指導などを実施しています。加えて、グループ会社における担当部門と意見交換を実施し、当社グループにおけるコンプライアンスの高度化に向けた取り組みを実施しています。

## コーポレートガバナンス・内部統制

### ■ コンプライアンス・プログラムの策定・実施

当社は、「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンス規程」に基づき、毎年、取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。

また、支社や本部各部では全社の計画を踏まえ、コンダクト・リスクも含め、固有・業務課題を洗い出し、

### ■ コンプライアンスの理念の教育・徹底

当社は、全役員・職員が業務を行うにあたり、守るべき原則・規準を定めた「行動規範」を策定しています。「行動規範」は「職員必携」という小冊子の中に綴り込まれており、「お客様のためになっているか」「法的に見て、また社会通念から見て正しいかどうか」「人権を侵害していないか」など、自らの業務遂行上、判断に迷う場合にいつでも参照できるようにしています。また、「行動規範」の内容および各部門の業務については、法令等の観点から解説した「法令遵守マニュアル」などを作成し、全役員・職員に徹底しています。

また、全役員・職員に対して、業界共通の継続教育

### ■ 内部通報制度

当社では、内部通報制度を整備しており、専管組織として「コンプライアンス相談室」を設置し、社内通報窓口の専任担当者を配置して、通報や相談を幅広く受け付けるとともに、コンプライアンス・オフィサーの指揮のもとで事実確認を行い、必要に応じて是正措置を講じています。

その実効性を高める観点から、通報者が通報を理由として不利益な取り扱いを受けないことを社内規程に明文化しており、社内通報窓口に加え、委託先法律事務所内に社外通報窓口を設置するなど、安心して

### ■ ハラスメント(パワハラ・セクハラ・マタハラなど)対策

当社では、ハラスメントは、被害者個人の尊厳を不当に傷付ける人権問題であるとともに、職場秩序や業務遂行を阻害する職場環境問題であると考え、「行動規範」「ハラスメント防止規程」などを定め、いかなる形のハラスメントも一切許さないこととして

支社・各部ごとに取り組み計画を策定し、日常業務の中で実践しています。その状況については、「コンプライアンス統括部」にて定期的に確認・フォローを行うとともに、新たな課題を取り組み計画に反映させる運営としています。

カリキュラムの内容を反映した「マナー・コンプライアンステキスト」などの各種教材を活用し、適正な保険募集やアフターサービスなどの教育を実施しています。

さらに、お客様へのサービスを担う営業職員には、社内衛星放送(NICE-NET)の法令等遵守教育番組による研修を定期的に行っています。なお、この番組に関する小テスト(コンプライアンス腕だめし)を実施し、内容の理解度を確認しています。

内務職員に対しては、各部の固有・業務課題に応じた研修などを実施し、業務内容に応じたコンプライアンス関連知識を研鑽しています。

通報できる環境の整備に取り組んでいます。また、「職員必携」に通報窓口を明記し、社内衛星放送等を通じた教育研修を行うなど、全役員・職員への周知にも努めています。

また、グループ会社についても、当社に準じた内部通報制度の体制整備を進めるとともに、当社にてグループ会社の経営上のリスクにかかる情報をより一層収集する体制を構築すべく、「日本生命グループ共通通報窓口」を設置しています。

います。この点は、全役員・職員に携帯が義務付けられている「職員必携」をはじめ、各種媒体への掲載や研修を通じて、その問題や対応について周知・徹底に努めています。

### ■ 反社会的勢力への対応

#### 反社会的勢力に対する基本原則

当社は、「行動規範」の中で、暴力団などの市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を持たないこと、反社会的勢力に接した場合は速やか

に上司に報告し、毅然とした態度で組織的に対応することを掲げています。

#### 反社会的勢力に対する取り組み

当社は、「内部統制システムの基本方針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組むこととしています。また、その実現に向けた社内体制の整備として「反社会的勢力対策部会」を設置し、一般社団法人生命保険協会や警察をはじめとする外部組織との連携、暴力団などの反社会的勢力に関わる対策の協議および社内

#### 保険約款への暴力団排除条項の導入

一般社団法人生命保険協会は、会員各社が反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また、反社会的勢力およびその関係者に資金が流入することを阻止するために、保険契約においても、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が保険期間中に、反社会的

啓発の推進などを行っています。

また、「総務部」を反社会的勢力対応組織として位置付け、不当要求等の事案が発生した際には、速やかに総務部へ報告する体制とするなど、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築しています。

勢力に該当した場合などには、保険契約を解除できるとする規定例を策定しています。

当社も、以下のとおり2012年4月以降、同様の規定を保険約款に定めるなど、反社会的勢力との関係遮断の取り組みを強化しています。

#### 契約基本約款 重大事由による解除

○会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約または付加している特約だけを解除することができます。

(略)

○保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

- ・暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(略)

### ■ 勧誘方針

お客様第一主義の一層の前進に向けて、保険その他金融商品の販売の際の当社の姿勢を「ニッセイの勧誘方針」として定め、ホームページなどで公表しています。

### ■ 個人情報保護への取り組み

当社では、お客様の大切な個人情報をお預かりしています。当社は、「個人情報保護方針」を制定・公表するとともに、職員教育や情報システムのセキュリティ向上を図っており、今後も適切に管理してまいります。

※ 勧誘方針、個人情報保護方針については、会社情報編P25にてご覧いただけます。

## コーポレートガバナンス・内部統制

### リスク管理の徹底

株価・金利等の経済状況の変動、医療技術の進歩、大規模災害やパンデミックの発生、サイバー攻撃の高度化・複雑化など、生命保険会社を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたさまざまな要因から生じるリスクについては、的確に把握し、適切に管理して

いくことが非常に重要であり、フォワードルッキングなリスク管理を推進しています。

このような認識のもと、当社ではグループ会社も含め、リスク管理態勢の整備とその適切な運営に努めるとともに、その高度化に取り組んでいます。

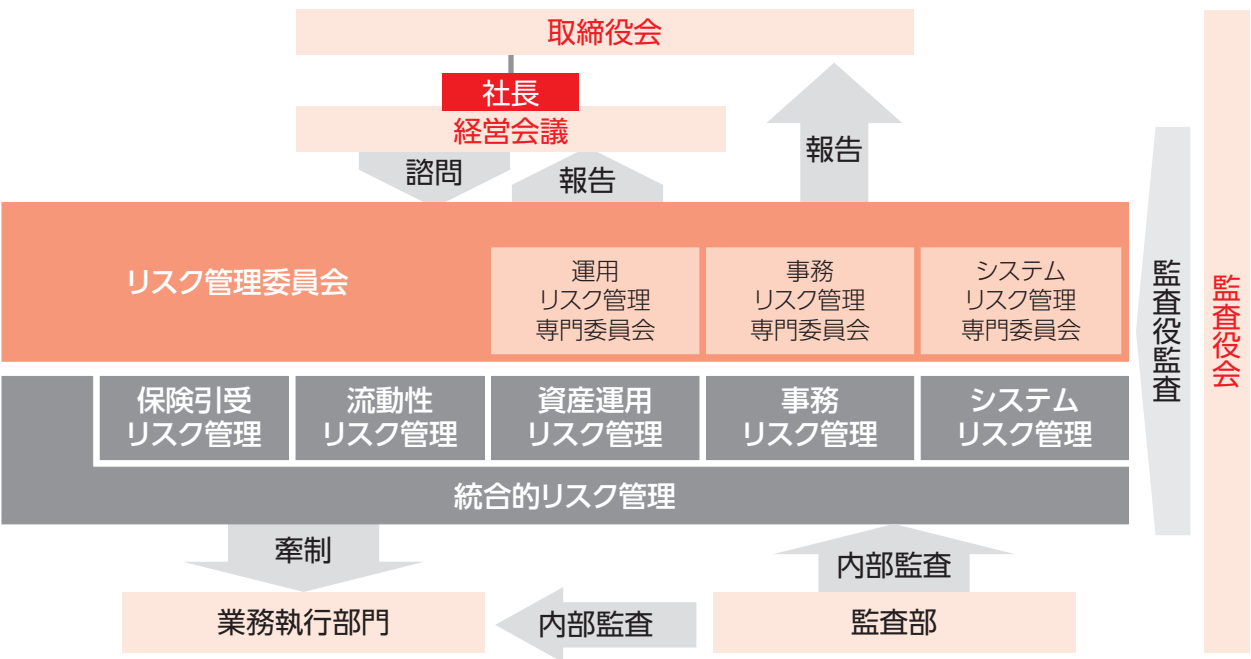
#### ■ リスク管理体制

リスク管理にあたっては、「内部統制システムの基本方針」に定められたリスク管理体制に従い、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会において、各種リスクの特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、各種リスクが全体として経営に及ぼす影響について、統合的な管理を行っています。

これらのリスク管理の状況は経営会議、取締役会へ報告する体制を整備しています。

また、収益部門と分離されたリスク管理部門を定めることで相互牽制体制を構築するとともに、内部監査部門がリスク管理の実効性について検証・チェックを行うなど、二次牽制機能の確保も図っています。

【リスク管理体制】



#### ■ 統合的リスク管理

当社は、様々なリスクが全体として会社に及ぼす影響を統合的に管理する観点から、統合的リスク管理を実施しています。当社の統合的リスク管理において

は、各種リスクを部門横断的に一元管理するとともに、統計的なリスク計測などを通じて、各種リスクを統合し、会社全体のリスクの状況を総合的に管理しています。

#### ストレステストの実施

統計的なリスク計測手法では捉えきれないリスクも存在すると考えられるため、その補完的手法として、運用環境が大幅に悪化するシナリオや、大規模災害などにより保険金・給付金のお支払いが増加するシナリオを想定したストレス

テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会などに報告し、財務基盤の強化などの検討に役立てています。

#### ■ 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や、保険事故の発生率、運用実績、事業費支出などが保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクです。

お客様からお引き受けしたご契約に対して、長期に

わたり責任を果たしていくため、安定的な保険金などのお支払いが可能となる保険料の設定や、保険のお引き受け時の診査・査定を適切に実施することにより、保障責任を全うするためのリスクコントロールを図っています。

#### 保険料設定に関わるリスクへの対応

当社は、信頼できる統計データを基に、医師やアクチュアリー（数学的な手法を用いて、保険料設定や財務健全性に関与する専門職）などの専門的資格を持つ職員によって保険金などのお支払いの発生率を

分析したうえで、保険料を設定しています。さらに、設定した保険料をさまざまな面でシミュレーションし、将来にわたってお客様への保障責任を果たすことができるかを検証しています。

#### 契約選択・支払査定に関わるリスクへの対応

ご契約のお引き受け時には、医師資格を持つ職員や医学的な専門知識を有した職員による医学的観点からの診査・査定に加え、モラルリスクの面からも専門の職員による査定を行っています。また、診査・査定の結果、必要に応じ、特別な条件（保険料の割増等）を付け

てお引き受けさせていただくなどの対応を行い、多くのお客様に適正な保険料で多様な保障を提供しています。

さらに、保険金などのお支払い時にも、医師資格を持つ職員や医学的な専門知識を有した職員による査定を行うなど、十分なリスク管理を行っています。

#### 再保険にかかる方針

当社では、リスク分散の方策の一つとして、再保険を行っています。その際、リスクの種類・特性を考慮したうえで、リスク管理委員会等での検討を通じ、出再・受再の取引内容を決定して

います。また、再保険取引では、主要格付機関の格付けなどをベースに出再先の信用力を評価するとともに、特定の出再先に過度な取引の集中が起こらないよう管理しています。

## コーポレートガバナンス・内部統制

### ■ 流動性リスク管理

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに分けられます。

資金繰りリスクとは、大規模災害などによる予定外の資金流出により資金繰りが悪化し、資金確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。資金繰りリスクに対しては、資産運用計画や日々の資金繰りにおいて、流動性の高い資産を一定の水準以上確保することに

### ■ 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたるご契約であるため、資産運用においても負債特性を踏まえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。

### 市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごとなどに運用限度枠を設定のうえ、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオ

### 信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による個別取引の厳格な審査、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリングなど

### 不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動などにより不動産収益が減少する、または市況の悪化などにより不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資

より対応しています。

市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。市場流動性リスクに対しては、市場環境に応じて資産ごとに適切な取引限度額を設定するなどの対策を実施しています。

### リスク分散の取り組み

このため、中長期的な運用成果を重視したリスク・リターン分析などを通じて、効率的なポートフォリオ管理を行うとともに、ポートフォリオの状況やマーケット動向に対するきめ細やかなモニタリングを通じて、長期的な収益の安定・向上に努めています。

### リスク分散の取り組み

の構築に努めています。

また、市場リスクをコントロールするため、市場の環境変化によってどの程度まで損失を被る可能性があるかを、リスク量として統計的に算出し、このリスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

### リスク分散の取り組み

により、良質なポートフォリオの構築に努めています。

また、信用リスク量の計測として、信用供与先の財務状況の悪化などによってどの程度まで損失を被る可能性があるかを、リスク量として統計的に算出し、このリスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

### リスク分散の取り組み

案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定し、モニタリングを実施しています。

### ■ 事務リスク管理

事務リスクとは、役員・職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことによりお客様や社外の方へ影響を与える、または会社が損失を被るリスクです。

事務リスクの管理にあたっては、発生事象の収集・

### ■ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動、不備、不正使用などにより損失を被るリスクです。

システムリスクの管理にあたっては、コンピュータシステムの企画・開発・運用・利用における安全対策基準の策定や遵守状況の確認、適切な利用に向けた指導などを定期的に実施しています。

具体的には、コンピュータシステムのダウンへの対応として、全社的なコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）の整備を行っており、また、バック

### 当社の災害対策について

当社は、大規模地震やパンデミック発生時においても、各種サービス等をお客様へ提供できるよう、業務継続計画（BCP）の策定を行っています。また、営業時間内の地震や津波なども想定し、お客様避難誘導訓練や災害対策備蓄品の点検を実施する等、常日頃から災害対策に努めております。

なお、新型コロナウイルス感染症に対し、社長

分析を通じた全社的な事務リスクの把握と、再発防止策の策定およびその効果性の検証に取り組むとともに、事務知識の教育・事務規程の整備などの事務改善にも取り組んでいます。

### リスク分散の取り組み

アップセンターの設置により、広域災害の発生リスクにも備えています。

次に、コンピュータシステムの誤作動、不備、不正使用などへの対応として、重層的なセキュリティ対策を実施するとともに、サイバー攻撃などへの対応態勢を整備し、防御・検知対策や全役員・職員への情報セキュリティ教育・訓練の徹底、社外専門機関との連携、グループ各社のセキュリティ対策推進など、継続的な強化に取り組んでいます。

### リスク分散の取り組み

を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、全役員・職員の感染防止・感染拡大防止を最優先としつつ、一方で生命保険会社としての社会的責任・使命を果たすべく、保険金支払いなどの重要業務の継続に向け取り組んでいます。

近年激甚化する風水害等、さまざまな災害の経験も踏まえ、一層のBCPの向上を推進してまいります。

### 日本生命グループにおける新型コロナウイルス感染症に関連するこれまでの取り組み

**お客様**

〈ご契約に対する特別取り扱い・契約貸付（新規貸付）の利息免除について〉

- 保険料の払い込みに関する期間の延長
- 保険金・給付金・契約貸付金の簡易迅速なお支払い
- 保険契約の更新手続きの遡及対応
- 新規の契約貸付の利息免除（2020年6月30日にて取り扱い終了）

〈「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客様への保険金・給付金のお支払いについて〉

- 自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合も、入院給付金のお支払いの対象
- 災害死亡保険金等のお支払いについて、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因としてお亡くなりになった場合などにも、「災害割増特約」「（新）傷害特約」等のお支払いの対象

**地域・社会**

〈医療機関等への支援について〉

- 日本赤十字社の血液センターへの提供を目的に社内献血を大阪本店および東京本部にて実施
- 医療関係機関に1億円の寄付
- フェイスシールド1万個を医療現場等へ無償提供

〈資産運用での貢献について〉

- 米州開発銀行が発行するサステナブル・シティ・ボンドに1.4億豪ドル（約104億円）を投資
- TPG社が運用するファンドに20百万米ドル（約21億円）を投資（インパクト投資の開始）
- 国際金融公社が発行するソーシャルボンドに2億豪ドル（約131億円）を投資